

妙高市の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

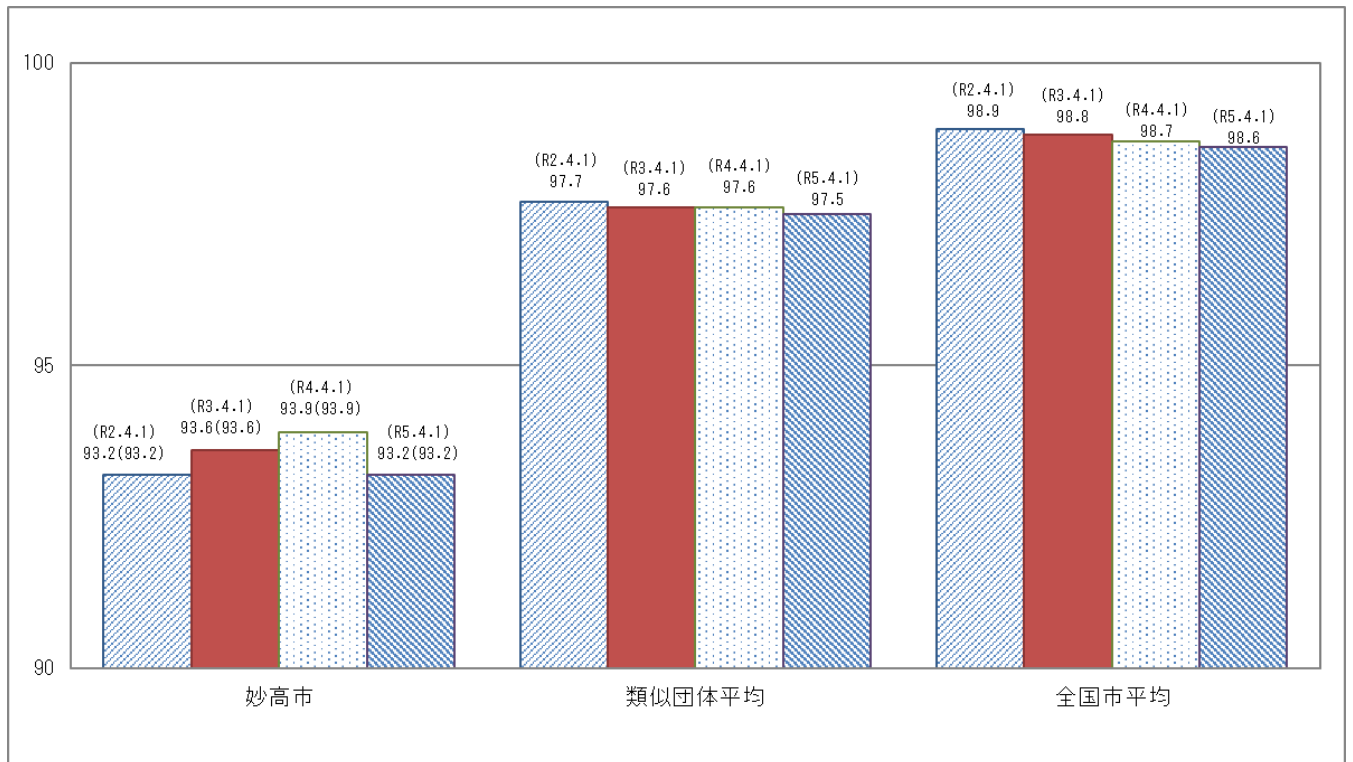
区 分	住民基本台帳人口 (R5年1月1日)	歳 出 額 A	実質収支	人 件 費 B	人件費率 B/A	(参考) 3年度の人件費率
R4年度	人 30,345	千円 21,214,510	千円 2,382,910	千円 3,067,533	% 14.4	% 13.1

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区 分	職員数 A	給 与 費				(参考) 一人当たり 給与費 B/A	(参考) 類似団体平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
R4年度	人 300	千円 1,082,926	千円 156,217	千円 398,860	千円 1,638,003	千円 5,460	千円 5,732

- (注) 1 職員手当には退職手当を含みません。
 2 職員数は、令和4年4月1日現在の人数です。また、会計年度任用職員は含みません。
 3 給与費には、会計年度任用職員の給与費は含みません。

(3) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
 2 （ ）書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。
 3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したもの。

(4) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均２％の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされています。

①給料表の見直し

実施

給料表の改定実施時期…平成２７年４月１日

内容…行政職の給料表については、国の見直し内容を踏まえ、平均１．４％引下げ。若年層では初任給に係る号給については引下げを行わず、高齢層では５０歳代後半層の多く在職する高位号給をより引き下げ。ただし、引下げ率の大きい５級及び６級については８号給増設。また、激変緩和のため、３年間（平成３０年３月３１日まで）の経過措置（現給保障）を実施。技能労務職給料表について、行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施。

②地域手当の見直し

妙高市は支給対象地域外。ただし、派遣職員等国支給対象地域に在住する職員に対し、国基準に準じて支給。

③その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当及び単身赴任手当については、国と同様の見直しを実施。（平成２７年４月１日実施）

(5) 特記事項

特になし

２ 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（令和５年４月１日現在）

①一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
妙高市	43.5 歳	310,798 円	357,379 円	341,877 円
新潟県	44.3 歳	327,214 円	404,167 円	354,822 円
国	42.4 歳	322,487 円	—	404,015 円
類似団体	42.3 歳	314,496 円	377,026 円	341,877 円

②技能労務職

区 分	公務員					民間			参考
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 A	平均給与月額 (国比較ベース)	対応する民間 の類似業種	平均年齢	平均給与月額 B	
妙高市	54.2 歳	14人	299,500 円	312,679 円	293,271 円	—	—	—	—
うち給食調理員	55.8 歳	9人	293,344 円	288,925 円	298,925 円	飲食物調理 従事者	43.4 歳	232,900 円	1.57
うち用務員	— 歳	1人	— 円	— 円	— 円	—	—	—	—
うち運転手	50.3 歳	4人	286,950 円	318,715 円	302,089 円	乗用自動車 運転手	60.9 歳	224,300 円	1.73
新潟県	55.8 歳	330人	324,959 円	365,088 円	358,191 円	—	—	—	—
国	51.2 歳	1,941人	286,942 円	—	329,178 円	—	—	—	—
類似団体	51.6 歳	13人	295,647 円	325,093 円	306,679 円	—	—	—	—

区 分	参考 年収ベース（試算値）の比較		
	公務員 C	民間 D	C / D
妙高市	—	—	—
うち給食調理員	4,524,700 円	3,083,800 円	1.93
うち用務員	— 円	— 円	—
うち運転手	5,173,692 円	2,894,300 円	2.21

※用務員は、該当者が少数のため掲載なし

(注)

- 「平均給料月額」とは、令和5年4月1日現在における職種ごとの職員の基本給の平均です。
- 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。
また、「平均給与月額（国比較ベース）」は、比較のため、国家公務員と同じベース（＝時間外勤務手当等を除いたもの）で算出しています。
- 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用しています（令和2～令和4年の3ヶ年平均）。
- 技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではありません。
- 年収ベースの「公務員（C）」及び「民間（D）」のデータは、それぞれ平均給与月額を1.2倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値です。

(2) 職員の初任給の状況（令和5年4月1日現在）

区 分		妙高市	新潟県	国
一般行政職	大 学 卒	185,200 円	191,700 円	185,200 円
	高 校 卒	154,600 円	158,900 円	154,600 円
技能労務職	高 校 卒	151,900 円	156,800 円	—
	中 学 卒	143,800 円	—	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（令和5年4月1日現在）

区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大 学 卒	(236,900 円)	326,600 円	379,300 円	345,100 円
	高 校 卒	249,000 円	284,100 円	324,100 円	341,340 円
技能労務職	高 校 卒	—	(250,500 円)	(282,500 円)	296,700 円

(注) 1 () 書きは該当職員がいないため、モデル給料であることを表します。

2 技能労務職は「—」は該当者なしのため掲載していません。

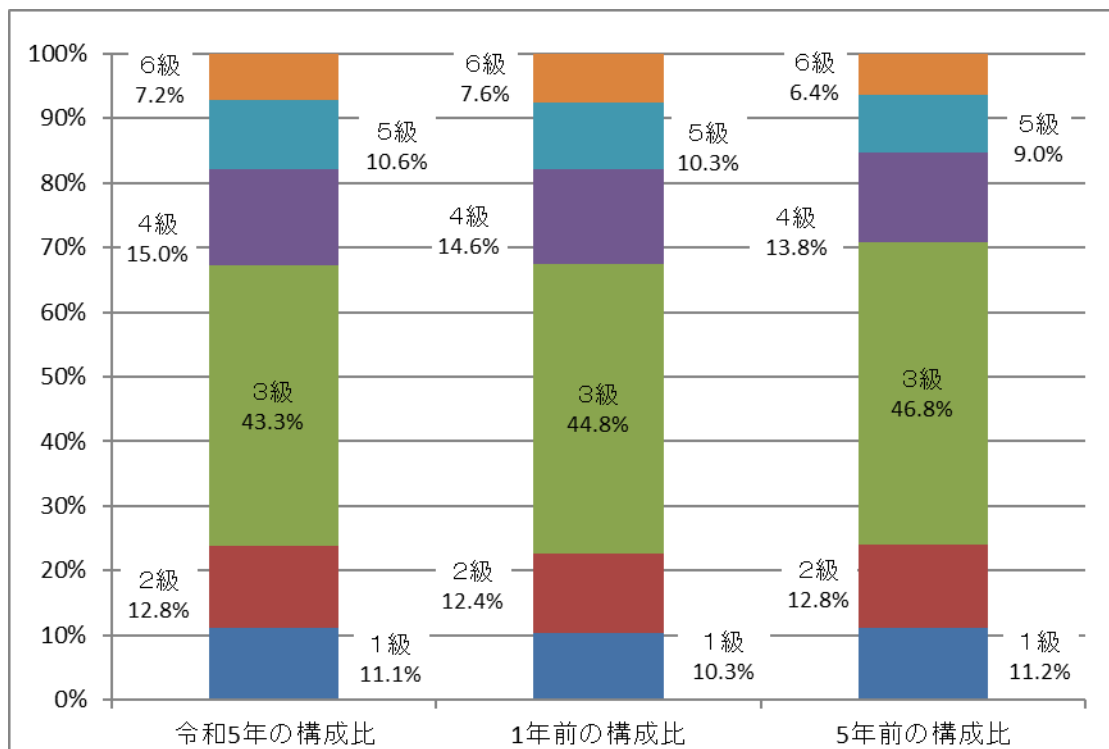
3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（令和5年4月1日現在）

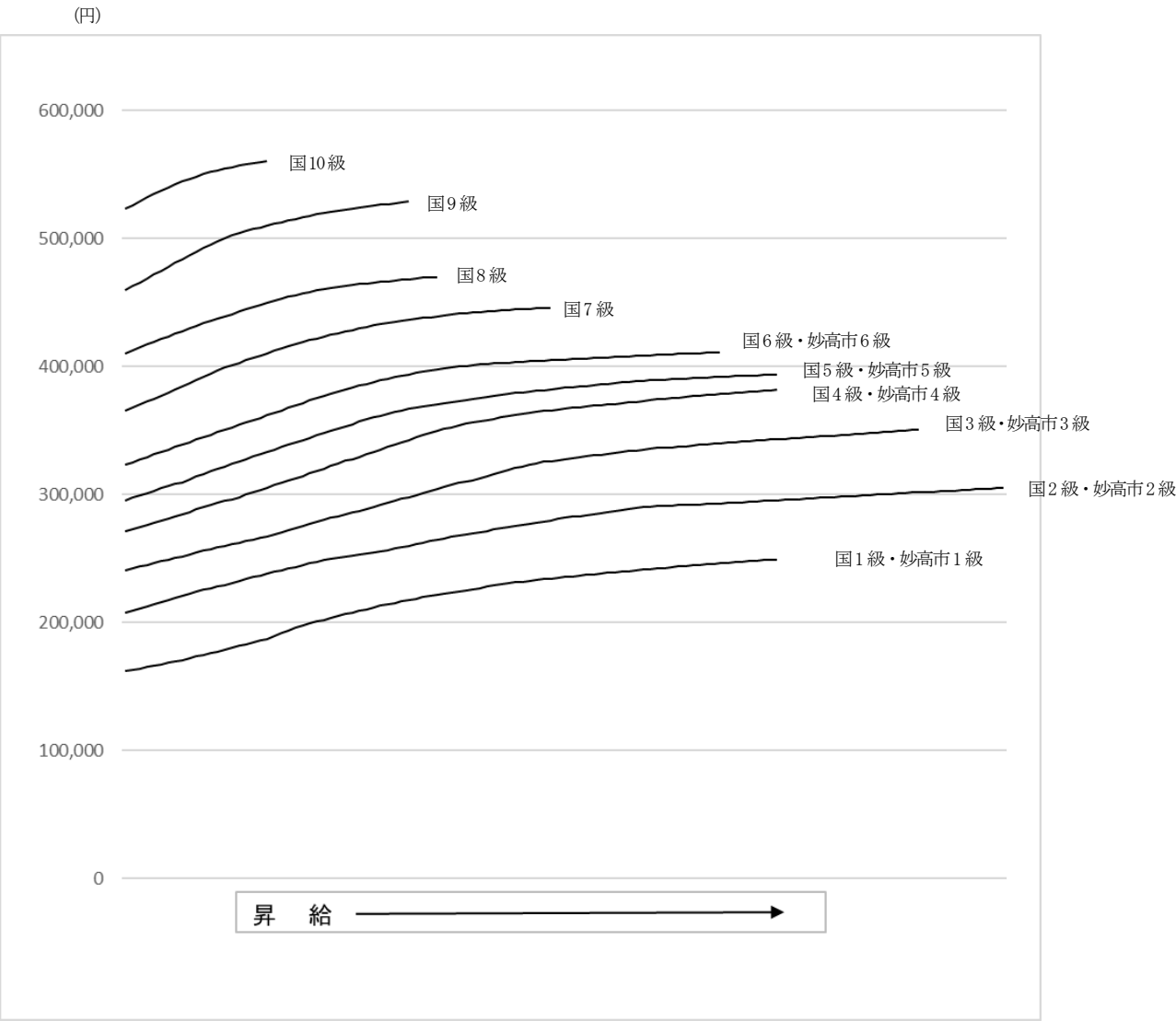
区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1 級	主事、技師、主事補、技師補	20 人	11.1 %	150,100 円	247,600 円
2 級	主事、技師	23 人	12.8 %	198,500 円	304,200 円
3 級	副参事係長、副参事、係長、主査	78 人	43.3 %	234,400 円	350,000 円
4 級	課長補佐、次長、室長、 副参事係長、副参事、係長	27 人	15.0 %	266,000 円	381,000 円
5 級	課長、局長、支所長、参事、 課長補佐、次長、室長	19 人	10.6 %	290,700 円	393,000 円
6 級	課長、局長、支所長、参事	13 人	7.2 %	319,200 円	410,200 円

(注) 1 妙高市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。



(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職）（令和5年4月1日現在）



(3) 昇給への人事評価の活用状況（妙高市、一般行政職）

令和5年度中における運用		管理職員		一般職員	
イ 人事評価を活用している	活用している昇給部分	昇給可能な部分	昇給実績がある部分	昇給可能な部分	昇給実績がある部分
	上位、標準、下位の区分	○	○	○	○
	上位、標準の区分				
	標準、下位の区分				
	標準の区分のみ（一律）				
ロ 人事評価を実施していない					
	活用予定時期				

（注）全職員を対象に業績、態度、能力について期別評価を行い、その結果に基づき昇給を決定しています。

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

妙高市	新潟県	国
1人当たりの平均支給額 (R4年度) 1,375 千円	1人当たりの平均支給額 (令和4年度) 1,584 千円	—
(R4年度支給割合) 期末手当 2.45 月分 勤勉手当 1.95 月分 (1.35)月分 (0.95)月分	(R4年度支給割合) 期末手当 2.45 月分 勤勉手当 1.95 月分 (1.35)月分 (0.95)月分	(R4年度支給割合) 期末手当 2.40 月分 勤勉手当 2.00 月分 (1.35)月分 (0.95)月分 ※R4年度人事院勧告における0.05月の引き上げ分をR4年12月期で調整
(加算措置の状況) 職務上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～15%	(加算措置の状況) 職務上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～20% 管理職加算 15～25%	(加算措置の状況) 職務上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～20% 管理職加算 10～25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

○勤勉手当への人事評価の活用状況 (妙高市、一般行政職)

令和5年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ 人事評価を活用している	○		○	
活用している昇給区分	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の区分	○	○	○	○
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				
標準の区分のみ (一律)				
ロ 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

(注) 全職員を対象に業績、態度、能力について期別評価を行い、その結果に基づき▲30%～+30%の範囲で勤勉手当の成績率を決定しています。

(2) 退職手当 (令和5年4月1日現在)

妙高市	国
(支給率) 自己都合 勤続20年 19.6695月分 勤続25年 28.0395月分 勤続35年 39.7575月分 最高限度 47.709月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2～30%加算) (退職時特別昇給 無) 1人当たり平均支給額 6,720千円	(支給率) 自己都合 勤続20年 19.6695月分 勤続25年 28.0395月分 勤続35年 39.7575月分 最高限度 47.709月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2～45%加算) 1人当たり平均支給額 19,266千円

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和4年度に退職した職員に支給された平均額です。

(3) 地域手当（令和5年4月1日現在）

支給実績（R4年度決算）			817,368 円
支給職員1人当たり平均支給年額（R4年度決算）			408,684 円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度（支給率）
東京都特別区	20 %	1 人	20 %
新潟市	3 %	1 人	3 %
地域手当補正後ラスパイレス指数 （ラスパイレス指数）			93.2 (93.2)

（注）地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、

地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数です。

（補正前のラスパイレス指数×（1＋当該団体の地域手当支給率）／（1＋国の指定基準に基づく地域手当支給率）により算出。）

(4) 特殊勤務手当（令和5年4月1日現在）

支給実績（R4年度決算）		0 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（R4年度決算）		0 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（R4年度）		0 %		
手当の種類（手当数）		2 種類		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (R4年度決算)	左記職員に対する支給単価
行路死亡人等取扱 手当	行路死亡人、行路病人の対応をした職員	行路死亡人、行路病人の対応業務	0千円	行路死亡人 1件 2,000円 行路病人 1件 1,000円
防疫等作業手当	感染症等の防疫作業に従事した職員	感染症等の防疫作業	0千円	感染症 1日 290円 家畜伝染病 1日 380円

(5) 時間外勤務手当

支給実額（R4年度決算）	65,341,777円
職員1人当たりの平均支給年額(R3年度決算)	237,607円
支給実額（R3年度決算）	76,003,601円
職員1人当たりの平均支給年額(R2年度決算)	281,495円

（注） 1 時間外勤務手当には休日勤務手当を含む。

2 職員1人あたり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（令和4（又は令和3）年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）です。

(6) その他の手当 (令和5年4月1日現在)

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (R4年度決算)	支給職員 1人当たり 平均支給年額 (R4年度決算)
扶 養 手 当	扶養親族のある職員に支給 ・配偶者、父母等 6,500 円 ・子 1人につき 10,000 円 (16歳から22歳までの子は1人につき 5,000 円を加算)	同じ		25,308千円	223,965円
住 居 手 当	借家・借間に居住する職員に支給 ・月額12,000円を超える家賃を支払っている職員に対し、負担している家賃の額に応じて最高27,000 円	同じ		10,251千円	244,072円
通 勤 手 当	交通機関利用及び自動車等交通用具使用職員に支給 ・交通機関利用 電車、バスなど負担している運賃の額に応じて、定期券の通用期間毎に最高55,000 円 ・交通用具使用 自動車など片道の1キロ区分ごとの使用距離に応じて1,493円から最高31,600 円	異なる	交通用具使用者の距離区分及び支給額が異なる 国は5キロ区分ごとに2,000円から最高31,600円	13,888千円	64,898円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に支給 ・総務課長、企画政策課長、財務課長 50,000 円 ・その他の課長（会計課長除く）、 上下水道局長 41,600 円 ・妙高高原支所長、妙高支所長 31,700 円 ・会計課長、監査委員事務局長、 農業委員会事務局長、園指導主事、 23,800 円 ・議会事務局長、こども教育課参事 33,200 円 ・園長 15,300 円	異なる	支給区分及び支給額が異なる 国の代表例 本庁の課長 130,300円 県単位機関の部長 72,700円 管区機関の課長 62,300円 など	10,675千円	368,104円
単身赴任手当	異動に伴い転居し、やむを得ない事情により配偶者と別居して単身で生活する職員に支給 ・単身赴任の距離に応じ月額32,000円から84,000 円	同じ		0千円	0円

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

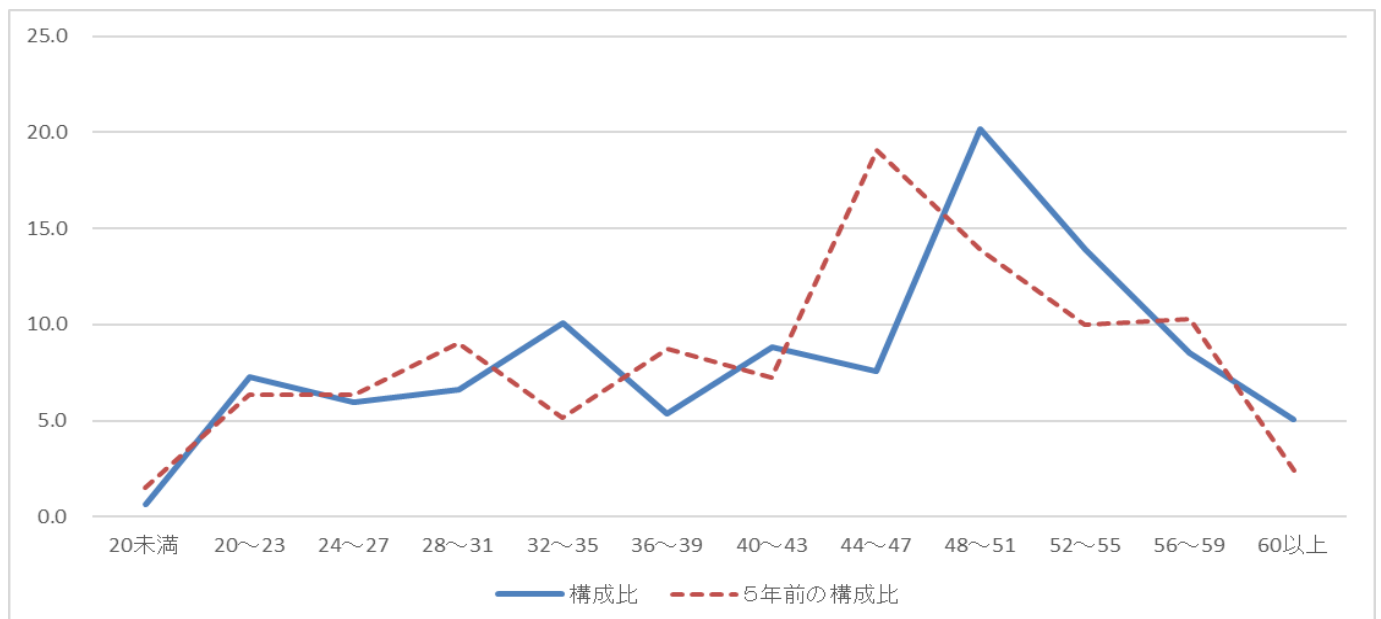
(各年4月1日現在)

区 分 部 門			職 員 数		対 前 年 増 減 数	主 な 増 減 理 由
			令和4年	令和5年		
普 通 会 計 部 門	一 般 行 政 部 門	議 会	4人	4人		総務業務の増 短時間勤務職員雇用による減 保育園調理員の配置見直しによる減 SDGs推進体制強化、健康づくり体制強化に伴う増
		総 務	74人	75人	1人	
		税 務	16人	14人	△2人	
		民 生	76人	73人	△3人	
		衛 生	24人	29人	5人	
		労 働				
		農 林 水 産	16人	16人		観光交流にかかる総合政策官の減 技術職員の組織内異動による減
		商 工	13人	12人	△1人	
土 木	18人	18人	△1人			
	計	242人	241人	△1人	<参考> 人口1万人当たりの職員数 80.01 人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 68.94 人)	
	教 育 部 門	58人	55人	△3人	こども園調理員の配置見直しによる減	
	消 防 部 門	－	－	－		
	小 計	300人	296人	△3人	<参考> 人口1万人当たりの職員数 98.26 人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 88.71人)	
公 営 企 業 等 会 計 部 門	水 道	8人	6人	△2人	水道企業会計業務の一部民間委託による減	
	下 水 道	3人	3人			
	そ の 他	10人	11人	1人	育児休業職員配置分の増	
	小 計	21人	20人	△1人		
合 計			321人 [339人]	316人 [339人]	△5人	<参考> 人口1万人当たりの職員数 104.90 人

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数です。

2 []内は、条例定数の合計です。

(2) 年齢別職員構成の状況 (令和5年4月1日現在)



区 分	20歳 未満	20歳 ～ 23歳	24歳 ～ 27歳	28歳 ～ 31歳	32歳 ～ 35歳	36歳 ～ 39歳	40歳 ～ 43歳	44歳 ～ 47歳	48歳 ～ 51歳	52歳 ～ 55歳	56歳 ～ 59歳	60歳 以上	計
職員数	2 人	23 人	19 人	21 人	32 人	17 人	28 人	24 人	64 人	44 人	27 人	16 人	317人

(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

年度 部門別		平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	過去の5年間の増減数(率)
	一般行政	239	237	240	243	242	241	+2 (0.8%)
	教 育	61	64	54	58	58	55	△6 (△ 9.8%)
	消 防	－	－	－	－	－	－	－
普通会計計		300	301	294	296	300	296	△4 (△ 1.3%)
公営企業等会計計		29	30	29	28	21	20	△9 (△31.0%)
総 合 計		329	331	323	334	321	316	△13 (△ 4.0%)

(注) 各年度における定員管理調査において報告した部門別職員数です。

7 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

①職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B / A	(参考) R3 年度の総費用に占 める職員給与費比率
R4 年度	千円 879,118	千円 31,434	千円 26,047	% 4.6	% 2.5

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費 9,894 千円を含まない。

区分	職員数 A	給与費				一人当 り給与費 B / A	(参考) R3 年度一人当 たり給与費
		給料	職員手当	期末・ 勤勉手当	計 B		
R4 年度	人 4	千円 22,623	千円 5,182	千円 8,136	千円 35,941	千円 8,985	千円 6,838

- (注) 1 職員手当には退職手当を含みません。
2 職員数は、令和4年4月1日現在の人数です。また、会計年度任用職員は含みません。
3 給与費には、会計年度任用職員の給与費は含みません。

イ 特記事項

特になし

②職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（令和5年4月1日）

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
妙高市	41.2 歳	313,500 円	439,194 円
団体平均	45.7 歳	335,310 円	500,619 円

- (注) 1 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含みます。
2 平均年齢の団体平均は、会計年度任用職員を含んで算出しています。

③職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

妙 高 市	団体平均
1人当たりの平均支給額 (R4年度) 1,509 千円	1人当たりの平均支給額 (R4年度) 1,438 千円
(R3年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.45 月分 1.95 月分 (1.35) 月分 (0.95) 月分	(R3年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 － 月分 － 月分 (－) 月分 (－) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～15%	(加算措置の状況) －

イ 退職手当

妙 高 市			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分	勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度	47.709月分	47.709月分	最高限度	47.709月分	47.709月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2～30%加算)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2～45%加算)	
(退職時特別昇給	無)				
1人当たり平均支給額	－千円	－千円			

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和4年度に退職した職員に支給された平均額です。

ウ 地域手当 (令和5年4月1日)

該当なし

エ 特殊勤務手当 (令和5年4月1日)

該当なし

オ 時間外勤務手当

支給実績 (R4年度決算)	2,288,661円
職員1人当たりの平均支給年額(R4年度決算)	572,165円
支給実績 (R3年度決算)	3,099,165円
職員1人当たりの平均支給年額(R3年度決算)	1,033,055円

- (注) 1 時間外勤務手当には休日勤務手当を含む。
2 職員1人あたり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績 (令和4 (又は令和3) 年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数 (管理職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。) です。

カ その他の手当

	内容及び支給単価	一般行政職 の制度との 異動	一般行政職の 制度と異なる 内容	支給実績 (R4年度決算)	支給職員1人あたり の平均支給年額 (R4年度決算)
扶養手当	一般行政職と同じ	同		1,212千円	242,400円
住居手当	同上	同		－千円	－円
通勤手当	同上	同		472千円	157,424円
管理職手当	同上	同		－千円	－円
単身赴任手当	同上	同		－千円	－円
寒冷地手当	同上	同		430千円	107,400円

(2) 公共下水道事業

①職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B / A	(参考) R3年度の総費用に占 める職員給与費比率
R4年度	千円 1,574,802	千円 228,001	千円 13,117	% 0.8	% 1.7

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費 6,244 千円を含まない。

区分	職員数 A	給与費				一人当 り給与費 B / A	(参考) R3年度一人当 たり給与費
		給料	職員手当	期末・ 勤勉手当	計 B		
R4年度	人 3	千円 13,028	千円 2,228	千円 4,105	千円 19,361	千円 6,453	千円 6,881

- (注) 1 職員手当には退職手当を含みません。
2 職員数は、令和4年4月1日現在の人数です。また、会計年度任用職員は含みません。
3 給与費には、会計年度任用職員の給与費は含みません。

イ 特記事項

特になし

②職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（令和5年4月1日）

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
妙高市	56.6 歳	331,033 円	477,423 円
団体平均	44.3 歳	330,766 円	493,186 円

- (注) 1 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含みます。
2 平均年齢の団体平均は、会計年度任用職員を含んで算出しています。

③職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

妙高市		団体平均	
1人当たりの平均支給額 (R4年度)		1人当たりの平均支給額 (R4年度)	
1,757 千円		1,425 千円	
(R2年度支給割合)		(R2年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
2.45 月分	1.95 月分	— 月分	— 月分
(1.35)月分	(0.95)月分	(—)月分	(—)月分
(加算措置の状況)		(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～15%		—	

イ 退職手当

妙 高 市			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分	勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度額	47.709月分	47.709月分	最高限度額	47.709月分	47.709月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2～30%加算)			その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2～45%加算)		
(退職時特別昇給 有)					
1人当たり平均支給額 一千円 一千円					

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和4年度に退職した職員に支給された平均額です。

ウ 地域手当 (令和5年4月1日)

該当なし

エ 特殊勤務手当 (令和5年4月1日)

該当なし

オ 時間外勤務手当

支給実績 (R4年度決算)	339,744円
職員1人当たりの平均支給年額(R4年度決算)	169,872円
支給実績 (R3年度決算)	631,641円
職員1人当たりの平均支給年額(R3年度決算)	157,910円

(注) 1 時間外勤務手当には休日勤務手当を含む。

2 職員1人あたり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績 (令和4 (又は令和3) 年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数 (管理職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。) です。

カ その他の手当

	内容及び支給単価	一般行政職 の制度との 異動	一般行政職の 制度と異なる 内容	支給実績 (R4年度決算)	支給職員1人あたり の平均支給年額 (R4年度決算)
扶養手当	一般行政職と同じ	同		636 千円	212,000 円
住居手当	同上	同		- 千円	- 円
通勤手当	同上	同		330 千円	110,244 円
管理職手当	同上	同		499 千円	499,200 円
単身赴任手当	同上	同		- 千円	- 円
寒冷地手当	同上	同		267 千円	89,000 円

(3) 簡易水道事業

①職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B / A	(参考) R3年度の総費用に占 める職員給与費比率
R4年度	千円 350,321	千円 8,754	千円 9,738	% 2.8	% 3.4

区分	職員数 A	給与費				一人当 り給与費 B / A	(参考) R3年度一人当 たり給与費
		給料	職員手当	期末・ 勤勉手当	計 B		
R4年度	人 2	千円 7,121	千円 1,139	千円 1,478	千円 9,738	千円 4,869	千円 5,395

- (注) 1 職員手当には退職手当を含みません。
2 職員数は、令和4年4月1日現在の人数です。また、会計年度任用職員は含みません。
3 給与費には、会計年度任用職員の給与費は含みません。

イ 特記事項

特になし

②職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（令和5年4月1日）

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
妙高市	45.5歳	227,400円	318,258円
団体平均	45.7歳	335,310円	500,619円

- (注) 1 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含みます。
2 平均年齢の団体平均は、会計年度任用職員を含んで算出しています。

③職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

妙高市	団体平均
1人当たりの平均支給額（R4年度） 1,091 千円	1人当たりの平均支給額（R4年度） 1,438 千円
(R2年度支給割合) 期末手当 2.45 月分 (1.35) 月分 勤勉手当 1.95 月分 (0.95) 月分	(R2年度支給割合) 期末手当 — 月分 (—) 月分 勤勉手当 — 月分 (—) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～20% 管理職加算 15～25%

- (注) () 内は、再任用職員にかかる支給割合です。

イ 退職手当

妙 高 市			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分	勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度	47.709月分	47.709月分	最高限度	47.709月分	47.709月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2～30%加算)			その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2～45%加算)		
(退職時特別昇給 無)					
1人当たり平均支給額 一 千 円 一 千 円					

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和3年度に退職した職員に支給された平均額です。

ウ 地域手当 (令和5年4月1日)

該当なし

エ 特殊勤務手当 (令和5年4月1日)

該当なし

オ 時間外勤務手当

支給実績 (R4年度決算)	18,330円
職員1人当たりの平均支給年額(R4年度決算)	9,165円
支給実績 (R3年度決算)	211,846円
職員1人当たりの平均支給年額(R3年度決算)	105,923円

(注) 1 時間外勤務手当には休日勤務手当を含む。

2 職員1人あたり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績 (令和4 (又は令和3) 年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数 (管理職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。) です。

カ その他の手当

	内容及び支給単価	一般行政職 の制度との 異動	一般行政職 の制度と異 なる内容	支給実績 (令和4年度決算)	支給職員1人あたり の平均支給年額 (令和4年度決算)
扶養手当	一般行政職と同じ	同		360 千円	360,000 円
住居手当	同上	同		- 千円	- 円
通勤手当	同上	同		253 千円	126,433 円
管理職手当	同上	同		- 千円	- 円
単身赴任手当	同上	同		- 千円	- 円
寒冷地手当	同上	同		89 千円	44,500 円